

承認第 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求める。

令和 4 年 5 月 16 日提出

加東市長 岩 根 正

## 専決第 2 号

### 加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 3 3 号）の施行に伴い、加東市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が迫っており、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

加東市長 安 田 正 義

## 加東市条例第17号

### 加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第7項中「同条中」を「同項中」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 この条例による改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 承認第2号（条例第17号） 要旨

### 加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年度から適用される改正部分について、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に改めること。（第2条及び第23条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（附則第7項関係）

#### 3 市民負担への影響

今回の改正により、令和2年の所得に対し令和4年度の税率で保険税を試算すると、基礎課税額分にあつては63世帯が影響し、1世帯当たり約1万9,000円の増額となる。後期高齢者支援金等課税額分にあつては92世帯が影響し、1世帯当たり約9,000円の増額となる。

#### 4 市財政への影響

課税限度額の引き上げにより試算すると、基礎課税額分にあつては121万1,000円、後期高齢者支援金等課税額分にあつては86万4,000円、合計207万5,000円の歳入の増額となる。

#### 5 施行期日 令和4年4月1日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.3万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.3万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.9万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1.9万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.3万円</u>を超える場合には、<u>6.3万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1.9万円</u>を超える</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.5万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.5万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2.0万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2.0万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.5万円</u>を超える場合には、<u>6.5万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2.0万円</u>を超える</p>

場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。